

宮津市公報

令和8年2月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

告 示

- 1 宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱…………… 1
- 2 道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業DB0アドバイザー業務受託候補者選定委員会設置要綱…………… 1

公 告

- 2 農用地利用集積計画の縦覧…………… 2
- 3 宮津市営住宅の入居者の公募…………… 2
- 4 道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業DB0アドバイザー業務のプロポーザル…………… 3

水 道 企 業

《告 示》

- 1 宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定…………… 8

教 育 委 員 会

《規 則》

- 1 宮津市就学援助規則の一部を改正する規則…………… 8

《告 示》

- 1 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 8

監 査 委 員

《監査公表》

- 102 住民監査請求の結果…………… 9

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 1 投票区の設定…………… 10
- 2 指定投票区の指定及び指定関係投票区の設定…………… 11
- 3 衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所…………… 11
- 4 有権者総数の50分の1の数…………… 11
- 5 有権者総数の3分の1の数…………… 11
- 6 有権者総数の6分の1の数…………… 12
- 7 衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所…………… 12
- 8 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所…………… 12
- 9 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所を閉じる時刻の繰り上げ…………… 13
- 10 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時…………… 13
- 11 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者の選任…………… 13
- 12 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人となるべき者を定める…………… 13

じを行う日時及び場所	13
13 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び期日前投票所を設ける期間	14
14 衆議院議員総選挙における在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所	14
15 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者の選任	14
16 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者の選任	15

—— 農 業 委 員 会 ——

《告 示》

1 宮津市農業委員会定例総会の招集	16
-------------------------	----

告 示

宮津市告示第1号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成15年告示第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「府中小学校」の次に「及び日置小学校」を加える。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第2号

道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務受託候補者選定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年1月27日

宮津市長 城 崎 雅 文

道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務受託候補者選定委員会設置要綱（設置）

第1条 道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するに当たり、審査を厳正かつ公正に行うため、道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）企画提案書の審査及び受託候補者の選定に関すること
- （2）その他受託候補者の選定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）関係団体の代表者
- （3）市の募集に応じた者
- （4）市の職員
- （5）その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から、市長が道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務に係る受託者を決定した日までとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱又は任命された後最初に招集すべき会議は市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、商工担当課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、第3条第3項に規定する受託者を決定した日をもって、その効力を失う。

公 告

宮津市公告第2号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第5項の規定により認可したので、同条第7項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和8年1月8日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 申請書番号

令和7年12月17日付け 7京農会世第5089号

令和7年12月17日付け 7京農会世第5090号

令和7年12月17日付け 7京農会世第5091号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

＊ ＊ ＊

宮津市公告第3号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和8年1月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

(1) 一般向け住宅

団 地 名	所 在 地	家 賃（円）	戸 数	規 格
宮村上	宮津市字宮村	25,200～49,500	1	3DK
タヶ丘	宮津市字須津	22,500～44,200	1	2DK

(2) 特定目的住宅（車いす対応住宅）

団 地 名	所 在 地	家 賃 (円)	戸 数	規 格
タヶ丘	宮津市字須津	26,400～51,900	1	2 D K (車いす対応)

2 入居者の資格

【一般向け住宅・特定目的住宅（車いす対応住宅）共通】

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

【特定目的住宅（車いす対応住宅）のみ】

- (6) 入居者又は同居者が日常生活において車いすを使用することを常態としていること。また、次のいずれかに該当すること。
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けていること。（障害の程度が1級から4級まで）
 - イ 戦傷病者手帳の交付を受けていること。（障害の程度が特別項症から第6項症まで、又は第1款症であること。）
 - ウ 心身機能障害により、歩行に著しい制限がかかると認められること。

3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部 市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

4 申込みの期間及び場所

- (1) 期 間 令和8年2月2日（月）から令和8年3月27日（金）まで
- (2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

6 入居時期 入居決定から約1か月後

* * *

宮津市公告第4号

道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業DBOアドバイザリー業務の受託者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和8年1月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

1. 業務概要

- (1) 業務名 道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業DBOアドバイザリー業務
- (2) 契約期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (3) 委託上限額 48,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 宮津市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)
第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
- ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先
宮津市産業経済部商工観光課商工係
〒626-8501 京都府宮津市宇柳縄手345番地の1(別館1階)
電話 0772-45-1663(直通)
メール s-suisin@city.miyazu.kyoto.jp
- (2) 実施要領等の公表
ア公表期間 令和8年1月26日(月)からプレゼンテーション終了まで
(配布の場合の受付時間:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
イ公表場所 「3 参加手続」で配布するほか、宮津市ホームページからダウンロードできる。
- (3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法
ア 提出期間 令和8年2月4日(水)から令和8年2月12日(木)まで
※令和8年2月12日(木)午後5時必着とする。
イ 提出場所 「3 担当部署」に同じ。
ウ 提出方法 持参(平日の午前9時から午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)
エ 提出部数 11部(正本1部、副本10部)

4. 質疑・回答

- (1) 受付期間 令和8年1月26日(月)から令和8年1月30日(金)まで
※令和8年1月30日(金)午後5時必着とする。
- (2) 提出方法 メールで提出すること。メール以外による質問に対しては受付を行わない。
※「3 担当部署」に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。
- (3) 質疑様式等 様式は任意とするが、次の点に留意すること。
ア 件名は「道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業DB0アドバイザー業務に関する質問」とすること。
イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答方法 質問受付後、順次、電子メール及び宮津市ホームページ掲載にて回答する。
ただし、令和8年2月3日(火)を最終回答日とする。

5. 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式 1）

イ 企画提案書

※「8-3 企画提案書作成方法」に記載する作成方法によること。

ウ 価格提案書（見積書）※消費税及び地方消費税を含む

※「8-4 価格提案書（見積書）作成方法」に記載する作成方法によること。

エ 法人情報書類

(A) 法人登記簿謄本 ※発行日から 3 か月以内のもの。コピー可。

(B) 法人定款

※法人グループで参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

オ 法人グループ届出書兼委任状（様式 2）※法人グループで提案する場合に限る。

カ 法人グループ協定書（様式 3）※法人グループで提案する場合に限る。

キ 使用印鑑届（様式 4）※法人グループで提案する場合に限る。

ク 宮津市税の滞納がないことの証明

ケ 消費税及び地方消費税の納税証明

※ク及びケについては、発行日から 3 か月以内のもの。コピー可。また、法人グループで提案を行う場合は全ての構成員について添付すること。

(2) 企画提案書の作成方法

ア 本業務において求める企画提案書は、別紙 1「道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で、以下の表の項番順に内容を記載して作成すること。

イ 任意様式で表紙を除いて A4 サイズ片面 20 枚以内とし、プレゼンテーションで利用できるファイル形式で作成すること。

ウ 記載内容はできるだけ平易な表現とし、難解な専門用語を使用しなければならない場合は、必ず注釈を付すこと。

エ 作業があるものについては、本市と事業者の役割を明確にすること。

No	項目	記載内容
1	業務実施体制等	● 法人の概要 ● 業務体制 ● 業務分担 ● 業務工程
2	類似業務実績	● PFI または DBO 導入可能性調査業務の実績 ● PFI または DBO アドバイザリー業務の実績 ● 道の駅整備、運営に関する実績
3	業務実施計画	① 実施方針(案)の作成 ② 要求水準書(案)の作成 ③ 実施方針等の公表支援、質問回答支援 ④ 関係事業者や市民等との対話及び意見聴取実施支援 ⑤ VFM の再算定 ⑥ 特定事業の選定(案)の作成 ⑦ 募集書類等の作成支援 ・ 募集要項の作成 ・ 要求水準書の作成

		・評価基準の作成 ・様式集の作成 ・契約書（案）等の作成
		⑧ 募集書類等の公表支援、質問回答支援
		⑨ 参加資格審査を通過した事業者との対話実施支援
		⑩ 事業者選定委員会の開催・運営支援
		⑪ 事業者提案の審査・評価支援
		⑫ 契約締結にかかる支援
5	上記 3、4 の各項目以外の検討調査にかかる独自提案	・「ウォーターフロントエリア」としてさらなる活性化を図り、中心市街地のにぎわい創出へ波及させる観点での独自提案の検討調査項目

(3) 価格提案書（見積書）作成方法

ア 本業務において求める価格提案書は、別紙 1「道の駅「海の京都宮津」拡張整備事業 DBO アドバイザリー業務仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で作成すること。また、積算にあたっては、「国土交通省令和 7 年度設計業務委託等技術者単価」及び「国土交通省土木設計業務等積算基準」に基づいて算出すること。

イ 本業務の見積額は、「2 業務概要 (3) 委託上限額」を超えないこと。

ウ 任意様式で A4 サイズ・縦・1 枚とし、見積額は消費税抜きの金額を記載すること。

エ 宮津市長宛で作成し、代表者印を押印の上、封入封印すること。また、見積内訳書を作成し同封すること。

オ 見積内訳書は任意様式とし、下記項目のとおりとする。

No	項目	業務内容
1	設計業務	① 実施方針（案）の作成
		② 要求水準書（案）の作成
		③ 実施方針等の公表支援、質問回答支援
		④ 関係事業者や市民等との対話及び意見聴取実施支援
		⑤ VFM の再算定
		⑥ 特定事業の選定（案）の作成
		⑦ 募集書類の作成
		⑧ 募集書類等の公表支援、質問回答支援
		⑨ 参加資格審査を通過した事業者との対話実施支援
		⑩ 事業者選定委員会の開催・運営支援
		⑪ 事業者提案の審査・評価支援
		⑫ 契約締結にかかる支援

(4) 提出部数

11 部（正本 1 部、副本 10 部）

(5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書等は、本プロポーザル手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 企画提案書等は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

エ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の

権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6. 評価方法等

(1) 選定委員会の設置

企画提案等の審査、評価及び候補者の選定を行うため、事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、選定委員会にて審査・評価を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーションについて、別表「評価基準表」に記載する評価基準に基づいて評価する。

(3) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、10の(2)の評価の結果、各評価項目の評価点を合計した総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(4) 失格事項

次に掲げる事項に該当する場合は、提出書類のすべてを無効とし、その者を失格とする。

ア 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

エ 価格提案書の金額が「2業務概要(3) 委託上限額」を超える場合

オ 本市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

カ プレゼンテーションに正当な理由なく欠席した場合

キ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

ク 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

7. 選定結果の通知及び公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。審査結果は、宮津市ホームページに掲載するが、候補者以外の参加者の順位は特定せず公表する。

8. 契約等

(1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と本市との間で、委託内容等について調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第123条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。

(4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

9. その他

(1) 提出された書類は返却しない。

(2) 企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宮津市から指示があった場合を除く。

(3) 企画提案書及び価格提案書は、1者につき1提案とする。

(4) 参加申込書を提出した後、本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

- (5) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (6) 本プロポーザルの応募・企画提案に要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (7) 公表等、本市が提案書の内容を著作者の名称を付記せず無償で使用することを、応募者は参加申込書を提出した時点で承諾したものとする。
- (8) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

水道企業

《告 示》

宮津市上下水道告示第 1 号

宮津市下水道排水設備指定工事業者の指定の有効期間が令和 7 年 12 月 31 日に満了した次の者について、継続して指定しなかったので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和 2 年水管規程第 3 号）第 16 条の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 7 日

宮津市上下水道事業
宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第 42 号

- (1) 名 称 小田電気工事店
- (2) 所 在 地 与謝野町字金谷 66 番地の 1
- (3) 代 表 者 小田 陸雄

指定番号 宮下水道指定第 142 号

- (1) 名 称 有限会社三洋工業
- (2) 所 在 地 京都市左京区岩倉花園町 247 番地 1
- (3) 代 表 者 代表取締役 藤田 古京

教育委員会

《規 則》

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 1 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

宮津市教育委員会規則第 1 号

宮津市就学援助規則の一部を改正する規則

宮津市就学援助規則（平成 25 年教委規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「就学援助を受けようとする者」を「就学援助を受けようとする保護者」に改め、「当該児童生徒の在籍する学校長を経由して」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

《告 示》

宮津市教育委員会告示第 1 号

令和 8 年第 1 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 21 日

宮津市教育委員会

教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 8 年 1 月 27 日（通）午前 9 時
2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

監 査 委 員

宮津市監査公表第 102 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき、住民監査請求に係る請求人に対する監査結果の通知文を次のとおり公表する。

令和 8 年 1 月 19 日

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃
同 久 保 浩

請求人に対する監査結果の通知文

宮 監 第 21 号
令和 8 年 1 月 15 日

請求人 （省略） 様

宮津市監査委員 尾 崎 吉 晃
同 久 保 浩

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 1 月 5 日に提出された住民監査請求については、次のとおり決定したので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと以下のとおり判断し、却下します。

1 請求の概要

税務・国保課は、請求人が令和 7 年 7 月に提出した書面及び損耗状況を示す写真、並びに令和 7 年 10 月に実施した現地視察により、（省略）所在の家屋に係る著しい損耗状況（雨漏り、天井崩落、黒カビの発生等）を把握しているにもかかわらず、「所有者による維持管理がなされていなかった」「評価の見直しは災害や天災など特別な事情がないと行えない」との理由をもって、固定資産評価基準に基づく評価の見直しを行わず、また、その是正を行わない制度的根拠について説明を行っていない。

地方税法第 388 条に基づく総務省告示「固定資産評価基準」では、損耗の程度に応じた減点補正率の適用について、「天災、火災、その他の事由により、経過年数に応ずる減点補正率によることが適当でない場合」と規定しており、見直しの対象を災害や天災に限定していない。この点については、天災や火災に限らず通常の維持管理を前提とした年数の経過による損耗以上の大きな損耗が生じている場合には、その損耗の程度に応じた減価が考慮されるとの総務省の見解も得ている。

本件は、現況と登録評価額の乖離を放置し、本来課されるべきでない固定資産税を徴収し続けるものであり、地方税法及び総務省告示に反する不当な課税行為を継続している状態に該当するため、税務・国保課が、固定資産評価基準に基づき、当該家屋の現況と評価前提の乖離を是正すべき義務を怠っているか否かについて監査し、不当な課税が継続していると認められる場合には、速やかに評価の是正を行うよう、市長に対し必要な勧告を行うことを求める。

2 判断に至った理由

住民監査請求の対象となる行為等について定める法第 242 条第 1 項は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある…と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実…があると認めるときは、…当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しており、その対象は財務会計上の行為又は怠る事実

に限定されている。

これを本件請求についてみると、請求人は、当該家屋の現況と固定資産評価が乖離しており、通常以上の損耗が家屋に生じている場合に評価額を減額するための損耗減点補正率が適用されるべきとして評価の是正を求めているものであるが、固定資産評価額の設定は一般行政事務に該当し、評価の適否については、中立的・専門的な行政委員会である市の固定資産評価審査委員会において審査・決定されるものであるため、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実該当する内容とは認められない。

したがって、本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断した。

選挙管理委員会

宮津市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年1月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成 光

投票区	区 域
第1投票区	本町、魚屋、新浜、柳縄手、島崎、鶴賀、城内、宮本、万町、京街道、大久保、金屋谷の各自治会及び字浜町
第2投票区	亀ヶ丘、松ヶ岡、池ノ谷、白柏の各自治会
第3投票区	浪花、漁師町、日吉、杉末の各自治会
第4投票区	城南、滝馬、百合が丘、福田、宮村上の各自治会
第5投票区	城東、宮村、辻町、旭が丘、第2旭が丘の各自治会
第6投票区	惣、皆原、山中、西波路、波路町、波路、東波路、府営東波路団地、獅子崎、つづじが丘、間屋町、グンゼの各自治会及び旧東国名賀自治会区域の字惣
第7投票区	小田、喜多、今福、天神、鳥が尾、松縄手の各自治会
第8投票区	新宮、脇、中村、小寺、上司、中津、銀丘の各自治会
第9投票区	小田宿野、島陰、鏡ヶ浦の各自治会
第10投票区	田井、矢原、獅子の各自治会
第11投票区	須津、タケ丘、浜垣、宝山の各自治会
第12投票区	文珠自治会
第13投票区	江尻、天橋、難波野、大垣の各自治会及び字成相寺
第14投票区	中野、小松、溝尻、国分の各自治会
第15投票区	浜自治会
第16投票区	上自治会、畑自治会の各自治会
第17投票区	下世屋自治会
第18投票区	松尾、木子、上世屋の各自治会
第19投票区	大島、岩ヶ鼻、外垣、長江の各自治会
第20投票区	田原自治会
第21投票区	里波見、中波見、梅ヶ谷、奥波見の各自治会
第22投票区	立、大西、厚垣、落山、藪田の各自治会
第23投票区	由良脇、由良宮本、浜野路、港、下石浦、上石浦の各自治会

備考 この表の区域表示における自治会は、地縁により構成される住民組織としての自治会による表示とする。この場合における当該自治会以外の自治会であるマリントピアオーナーズ自治会に係る投票区の取扱いについては、その構成員ごとに、当該構成員の居住地を包括すると認められ

る自治会をその構成員の区域を示す自治会として取り扱うものとする。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 令和4年選管告示第1号は、廃止する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第26条第1項の規定により、次のとおり指定投票区を指定し、及び指定関係投票区を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年1月14日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

指定投票区	指 定 関 係 投 票 区
第1投票区	第2投票区、第3投票区、第4投票区、第5投票区、 第6投票区、第7投票区、第8投票区、第9投票区、 第10投票区、第11投票区、第12投票区、第13投票区、 第14投票区、第15投票区、第16投票区、第17投票区、 第18投票区、第19投票区、第20投票区、第21投票区、 第22投票区、第23投票区

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 令和4年選管告示第2号は、廃止する。

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第3号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票所内の候補者の氏名及び当該候補者に係る候補者届出政党の名称の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和8年1月22日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

- 1 日 時 令和8年1月26日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所 第2会議室

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣成光

2 7 5 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解職の請求又は教育委員会の教育長若しくは委員の解職の請求に

要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

4, 5 8 2 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年1月26日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

2, 2 9 1 人

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を、次のように定める。

令和8年1月26日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第8号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票所を、次のように定める。

令和8年1月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

投票区名	建 物 の 名 称	所 在 地
第 1 投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の 1
〃 2 〃	松ヶ岡会館	〃 蛭子1070番地
〃 3 〃	漁師町会館	〃 漁師1547・1548合番地
〃 4 〃	城南公民館	〃 京口126番地
〃 5 〃	城東会館	〃 吉原2573番地
〃 6 〃	たんぼぼ保育園	〃 惣906番地
〃 7 〃	上宮津地区公民館	〃 小田235番地
〃 8 〃	栗田地区公民館	〃 上司1345番地
〃 9 〃	小田宿野公民館	〃 小田宿野191番地の 3
〃 10 〃	矢原公民館	〃 矢原69番地
〃 11 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 12 〃	文珠公会堂	〃 文珠497番地の 1
〃 13 〃	江尻公会堂	〃 江尻432番地の 2
〃 14 〃	溝尻公民館	〃 溝尻354番地の 1
〃 15 〃	浜公民館	〃 日置590番地
〃 16 〃	上公民館	〃 日置2583番地の 7
〃 17 〃	下世屋公民館	〃 下世屋（山口神社前）

〃 18 〃	世屋高原休憩所	〃 上世屋831番地
〃 19 〃	養老地区公民館	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 20 〃	田原公民館	〃 田原76番地の 1
〃 21 〃	里波見公民館	〃 里波見623番地
〃 22 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地
〃 23 〃	由良地区公民館（由良の里センター）	〃 由良1289番地の 1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 9 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第 1 項ただし書の規定により、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票所を閉じる時刻を、次のとおり繰り上げる。

令和 8 年 1 月 27 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

投 票 所	投票所を開いている時間
第17投票所	午前 7 時から午後 6 時まで
第18投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第20投票所	午前 7 時から午後 7 時まで
第22投票所	午前 7 時から午後 7 時まで

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第 10 号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の開票の場所及び日時は、次のとおりである。

令和 8 年 1 月 27 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

1 開 票 場 所

開 票 所 名 宮津市民体育館 宮津市字浜町 3 0 0 0 番地

2 開 票 日 時

令和 8 年 2 月 8 日 午後 9 時

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第11号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和 8 年 1 月 27 日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲 垣 成 光

開票管理者

住 所 宮津市字今福

氏 名 稲 垣 成 光

開票管理者職務代理者

住 所 宮津市字上司

氏 名 柳 川 聡

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第12号

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人と

して届出のあった者が10人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する者が3人以上あるときの開票立会人となるべき者を定めるくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

令和8年1月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣 成 光

- 1 日 時 令和8年2月5日 午後6時
2 場 所 宮津市役所 応接室

＊ ＊ ＊

宮津市選挙管理委員会告示第13号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所及び当該期日前投票所を設ける期間を次のとおり定める。

令和8年1月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣 成 光

期日前投票所			
施設名	所在地	設置期間	開閉時間
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地	1月28日から 2月7日まで	午前8時30分から 午後8時まで
府中地区公民館	宮津市字中野678番地	2月1日	午前9時30分から 午後6時まで

＊ ＊ ＊

宮津市選挙管理委員会告示第14号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る期日前投票所を、次のとおり指定した。

令和8年1月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣 成 光

施設名	所在地
宮津市福祉・教育総合プラザ	宮津市字浜町3012番地

＊ ＊ ＊

宮津市選挙管理委員会告示第15号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年1月27日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲垣 成 光

(宮津市福祉・教育総合プラザ)

職務を行うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
1月28日	宮津市字江尻	橋本 輝美	宮津市字惣	柴山 健太郎
1月29日	〃 今福	稲垣 成光	与謝野町字弓木	白数 千春
1月30日	〃 江尻	橋本 輝美	宮津市字惣	柴山 健太郎
1月31日	〃 今福	稲垣 成光	与謝野町字弓木	白数 千春

2月1日	〃 上司	柳川 聡	宮津市字惣	柴山 健太郎
2月2日	〃 上司	柳川 聡	〃	〃
2月3日	〃 日置	毛呂井 依子	〃	〃
2月4日	〃 江尻	橋本 輝美	与謝野町字弓木	白数 千春
2月5日	〃 今福	稲垣 成光	宮津市字惣	柴山 健太郎
2月6日	〃 上司	柳川 聡	〃	〃
2月7日	〃 日置	毛呂井 依子	与謝野町字弓木	白数 千春

(府中地区公民館)

職務を行 うべき日	投票管理者		同職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
2月1日	宮津市字日置	毛呂井 依子	宮津市字惣	柴山 健太郎

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第16号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及び同職務代理者を、次のとおり選任した。

令和8年1月30日

宮津市選挙管理委員会

委員長 稲垣 成光

投票区名	投票管理者		投票管理者職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
第1投票区	宮津市字滝馬	宮崎 茂 樹	宮津市字宮村	岩佐 信 子
〃 2 〃	〃 宮村	田中 修 二	京丹後市大宮町	小池 康 文
〃 3 〃	〃 漁師	廣瀬 政 夫	宮津市字杉末	森山 英 樹
〃 4 〃	京丹後市弥栄町	中村 理恵子	舞鶴市字今田	大塚 由 晃
〃 5 〃	宮津市字宮村	長澤 伸 二	〃 安智	小牧 宗 加
〃 6 〃	〃 安智	小牧 美 忠	〃 喜多	大和 陽 三
〃 7 〃	福知山市大江町	早川 善 朗	〃 小田	上高 ゆ み
〃 8 〃	与謝野町字滝	小西 正 樹	〃 上司	矢野 由美子
〃 9 〃	宮津市字宮村	長澤 嘉 之	〃 脇	田野 博 司
〃 10 〃	〃 惣	橋本 一 郎	〃 魚屋	橋本 和 実
〃 11 〃	〃 須津	小谷 陽 介	〃 宮村	山上 真由子
〃 12 〃	〃 惣	藤原 健 二	京丹後市峰山町	田中 明 夫
〃 13 〃	〃 波路町	横谷 宏 明	宮津市字江尻	石川 由 美
〃 14 〃	舞鶴市愛宕中町	公庄 友理子	〃 溝尻	内藤 進 介
〃 15 〃	宮津市字上司	永濱 智恵美	〃 宮本	松藤 夏 美
〃 16 〃	〃 万年	河合 隆 太	京丹後市大宮町	中川 拓 哉
〃 17 〃	〃 宮村	井上 晴 登	宮津市字宮村	千阪 孝 行
〃 18 〃	〃 波路	居村 真	〃 惣	松本 紘 之
〃 19 〃	〃 京街道	沼野 由 紀	〃 岩ヶ鼻	黄前 佳 之
〃 20 〃	〃 田原	中村 善 之	〃 里波見	橋本 学
〃 21 〃	与謝野町字算所	松島 義 孝	〃 惣	安達 仁 和
〃 22 〃	宮津市字宮村	辻村 範 一	〃 岩ヶ鼻	田村 育 生
〃 23 〃	福知山市厚中町	桐村 博 明	〃 由良	山本 隆 教

農 業 委 員 会

《 告 示 》

宮津市農業委員会告示第 1 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 1 月 8 日

宮津市農業委員会

会長 関 野 掲 司

1 日 時 令和 8 年 1 月 15 日(木) 午後 3 時

2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について

議案第 2 号 非農地証明交付申請の承認について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画の策定の要請について